2025年12月15日発行　　志賀原発を廃炉に!訴訟原告団事務局 TEL（076）261-4657、FAX 233-2244

志賀原発を廃炉に! 原告団ニュース 第43号

〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F ホームページ https://shika-hairo.com

第三次提訴で、運動は新たなステージへ!

原告団長　北野　進

11月17日、「志賀原発を廃炉に！訴訟」の第三次提訴として新たに原告60人が志賀原発1、2号機の運転差止めを求めて金沢地裁に提訴しました。第三次提訴に至った経緯と意義、そして今後の運動の展望について述べたいと思います。

現在私たちが取り組んでいる訴訟は東京電力福島第一原発事故翌年の2012年6月26日、石川・富山在住の原告120人が提訴してスタートしました。翌2013年には第二次提訴として福島県から石川県に避難している5人が加わり、総勢125人の原告団となりました。この裁判を支えるサポーターのみなさんは全国に広がり、2千人を超えています。こうした組織体制の下、弁護団とともに早期の結審・差止め判決を求めて46回の口頭弁論を重ね、準備書面も61本提出してきました。しかし残念ながら、現状はいまだ結審が見通せません。訴訟長期化の主たる原因は、北陸電力の訴訟引き延ばし、そして原子力規制委員会の審査に追随しようとする司法の責任放棄の姿勢にあります。

こうした中、昨年元日の能登半島地震が起こりました。志賀原発の敷地内は震度５強、さらに約13年間停止中ということもあり、幸い重大事故には至りませんでした。しかし、もし志賀原発が稼働中で重大事故が起こっていたならば、避難計画は破綻し、多くの住民は逃げられずに被曝（ひばく）を強いられました。北電の活断層評価や規制委の審査が信頼できないことが事実をもって示されたのです。あらためて志賀原発の危険性について、能登の住民はもちろんのこと、全国の人たちが大きく注目し、昨年6月30日には全国集会を成功させることもできました。訴訟はもちろんのこと、志賀原発の廃炉をめざすさまざまな法廷外の運動も、攻めに転じる重要な局面を迎えたのです。

第三次提訴報告集会･記者会見（11月17日　金沢白鳥路ホテル山楽）

こうした情勢の下での第三次提訴には２つの目的があります。

一つは組織の強化です。2012年の提訴時は福島原発事故後とい

うこともあり、５年で決着がつくとも思われた裁判闘争ですが、今後の控訴審、上告審も視野に入れるならさらに十数年という長丁場になります。今後のたたかいに耐えうる組織の再構築が今こそ必要です。法廷外の取り組みも、これまで運動を担ってきた世代の経験と知恵に加え、若い世代の新しい発想も交えた運動へとさらに幅を広げていかなければなりません。三次提訴では20代～40代の若い世代、能登半島地震の被災者、そして全国の現地でたたかう仲間も加わり、被告北電の訴訟引き延ばしをはね返す布陣を整えることができました。

二つ目の狙いは運動の拡大です。能登半島地震を受けて運動の局面は大きく変わりました。能登半島地震は「いつ、どこで、どんな地震が起こるかわからない」、そして「地震被害に原発事故が重なる原発震災となれば逃げようがない」ということを示しました。志賀原発は、福島原発事故後に国が策定した新規制基準と広域避難計画の破綻の象徴的存在となったのです。私たちの「能登半島地震の被災地に立地する志賀原発こそまず廃炉！」という呼びかけは、国の原発回帰路線に対峙（たいじ）する全国のたたかいと結びつき、脱原発社会への突破口として運動の輪が広がっていきました。

こうした情勢は、私たちの運動を次のステージへと高めていく貴重な機会です。第三次提訴では、北は泊原発から南は川内原発まですべての原発立地道県で中心的に活動するみなさんにも原告として参加してもらいました。新原告は地元を含め18道府県に及びます。全国のたたかいからさらに学び、私たちの法廷内外の活動とその成果も全国にしっかりと発信していきたいと思います。新たなつながりが志賀原発廃炉への力となり、全国のたたかいにも貢献していきます。第三次提訴は運動の大きな節目になるものと確信しています

能登と福島のたたかいをつなぐ

第三次原告（福島原発告訴団）　武藤 類子

このたび、志賀原発差止め訴訟第三次提訴の原告に加えていただくことになりました。

昨年1月のあの凄（すさ）まじい能登半島地震で損傷を受け、隆起や活断層など地震に脆弱な地盤に建設されたことが明らかになった志賀原発は、もう決して動かしてはいけないと思います。あの時1、2号機が稼働していたら恐らく福島と同じ、あるいはもっと深刻な事態が起きたかもしれません。東京電力福島原発事故から15年が経とうとしていますが、事故は今も続いています。被害者が失った時間は、人生は、取り返しのつかないものです。

私たちは東電の旧経営陣の事故の責任を問う刑事裁判を13年間にわたって闘ってきましたが、今年3月最高裁が上告棄却を決定し、被告人は全員無罪となりました。あの甚大な被害を引き起こした事故の責任を誰も取らないままに、汚染水の海洋放出や汚染土の再利用、さらに

は復興予算を使った惨事便乗型のビジネスが台頭し、避難者への支援が打ち切られるなど理不尽なことが起き続けています。原発がひとたび事故を起こせば、命も、健康も、生活も、人権も危険にさらされていきます。

第一次、二次提訴の原告のみなさま、2012年からの長い闘いを根気強く続けてこられたことに感謝申し上げます。新たに起こす第三次提訴が、裁判の適正な進行と公正な審理に寄与できることを願っています。ともに頑張りましょう。

能登半島地震の教訓を島根原発阻止へつなげる

第三次原告（島根2号機差止訴訟原告団）　芦原 康江

能登半島を襲った地震は、原発災害を恐れ原発廃炉を求める全国の住民を驚かせ、絶句させるに十分すぎるほどの災害でした。

幸い志賀原発は止まっていたため、重大事故にはなりませんでしたが、稼働中であれば福島原発事故の二の舞となっていたかも知れません。能登半島地震は、この国で原発を稼働させることに対する警告だったのではないでしょうか。その警告を真摯に受け止めれば、この国は全ての原発を廃炉にしなければなりません。それでも志賀原発を動かそうとするのは、あまりにも無責任です。

同様に、私たちの町の島根原発も直近に活断層が存在するのに、いまだに稼働し続けようとています。ひとたび事故が起きれば、30km圏内およそ46万人の住民が能登半島同様に避難できない中、被曝を強要される事態となってしまいかねないことに、電力会社、そして国、地方自治体も目を瞑(つむ)り続けています。

その活断層は建設当時には中国電力によって存在を否定されていたもので、1989年になってから確認されたものです。私たち住民は翌年、島根原発２号機には耐震安全性がないと、運転差止めを求めて松江地裁に提訴しました。2013年からは３号機の裁判も開始し、現在も継続中です。

私たちは、志賀原発廃炉を求めるみなさまとともに、司法の場で必ず原発の廃炉を勝ち取りたいと思います。

バトンを受け継いで　　第三次原告　落合　紅(こう)

私は珠洲原発の反対運動をした親を持つ反原発の２世です。

反対運動が激化した平成元年（1989年）には小学生でした。両親に連れられて、珠洲市役所での座り込みや、高屋の見張小屋に行ったのを覚えています。反対運動は私が10歳のころに始まり、25歳の時に計画の凍結という形で終わりました。

あの運動の中で、現地の人間が都会の利権に巻き込まれ、ボロ

ボロになりながらでも頑張らないと国が決めた計画は止まらない、ということを知りました。私たちは地元に来るはずだった2ヵ所の原発を止めた体験から、志賀町の原発は中能登の人たちが頑張らないと止めることはできないし、頑張ってもらえばいいと思っていました。

2011年の3.11福島原発事故の後に全国の原発が運転停止になりました。志賀原発も核燃料は入ったままだけれど、とりあえずは止まっているからと、私は反対運動に積極的に関わって来ませんでした。

昨年の元日に起こった能登半島地震の震源は、かつての珠洲原発の予定地のすぐ側(そば)でした。激しい揺れの中、目の前で山門が崩れ、至る所から倒壊した家の砂埃(すなぼこり)が上がり、ものすごい勢いで電柱が揺れている。揺れが収まるまで耐えるしかなく、ようやく収まったら景色が変わっていました。落ち着く暇もなく防災無線が「大津波警報です。避難してください」と繰り返し、命からがら壊れた家の瓦礫(がれき)を避けて、避難所に指定された飯田小学校に向かって家族で走りました。小学校に着いても、鍵を管理している人が被災していて、私たちは寒空の中、１時間以上グラウンドにいました。

もし珠洲原発が建っていてこの地震で事故を起こしていたら、原発災害時の最初の行動「建物の中に避難して外気が入らないように密閉する」これがもうこの時点で成り立ちません。あるのは潰れた建物と、戸も閉まらない壊れた建物だけ。事故が起こっていたら、私たちは避難所のグラウンドでなすすべもなく被曝しただろうと思います。今、生きているかどうかも分からない。想像するだけでゾッとします。

子どもたちを埼玉の親戚の家に避難させるために、1月6日に初めて金沢へ車で出ました。道が崩れ、迂回つづきで、その道でさえ裂け目の上を恐る恐る通る。道ごと落ちてしまった車、崩れた土砂の下敷きになっている車、普段なら２時間ほどの道を10時間以上かけてたどり着きました。

もし、志賀町の原発が稼働していて事故を起こしていたら、私達は避難できたんだろうか？ただでさえ初動の遅れが指摘された今回の地震で、救援がもっと遅れたんじゃないか？瓦礫に埋まった人の救助はどうなっていたんだろうか？支援物資が届くのも遅くなったのではないか？自分たちが放射能に汚染されている危険性がある中、子や孫の元に躊躇(ちゅうちょ)なく行けただろうか？避難先で暖かく迎えてもらえただろうか？

私は「そもそも、志賀町に原発があってはいけないんだ」と思い、能登半島地震後「志賀原発を廃炉に！」裁判の傍聴に行くようになりました。傍聴に行ってみたら、自分が子供のころに反対していた人たちがそのまま活動していました。また、運よく止まっていたと思っていた志賀原発は、この裁判によって動かせなかったことを知り、私も活動に参加していこうと思いました。

ずっと戦ってくれていた先輩方は高齢になっています。次世代の私がバトンを受け取り、同世代や若い世代で共感してくれる人を増やしていけたらと思います。

【金沢訴訟第47回口頭弁論】

◇期日　　１月１９日（月）14:00～

◇会場　金沢地裁⇒県教育会館（報告集会）

【富山訴訟・第一審判決】

◇期日　３月　４日（水）15:00～

◇会場　富山地裁⇒弁護士会館（報告集会）